

入札説明書

入札公告に基づく条件付一般競争入札については、五條市契約規則その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和7年12月16日

2 入札件名 Suiteツールライセンス使用に係る契約

3 入札参加資格の審査に必要な書類

この入札に参加を希望する者は、入札公告第2に掲げる入札参加資格を有することの確認を受けるため、五條市物品・役務入札参加資格に係る登録業者は下記（1）の①～②の書類を提出しなければならない。

なお、期限までに規定の必要書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この条件付一般競争入札に参加することができない。

（1）提出書類

- ① 一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）
- ② 契約履行実績証明書（様式1の1）

※実績証明書に記載した契約の契約書等（受注形態、内容等が記載された契約書等）の写しを添付して下さい。

（2）提出期限 入札公告に示す期限までに提出してください。

（3）提出方法

電子入札システムにより、受付締切日時までに【一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）】及び必要書類を添付のうえ送信してください。電子入札システムを利用できない場合は、本市にお問い合わせください。

※システム稼働時間 平日午前8時～午後10時

（4）一般競争入札参加資格審査結果の通知

申請書及び確認資料の提出のあった者（以下「申請者」という。）には、入札公告に示す期限までに次に掲げる事項を記載した一般競争入札参加資格審査結果通知書を電子入札システム等にて通知します。

ア 入札参加資格を有すると認めた者にあっては、入札参加資格がある旨

イ 入札参加資格を有しないと認めた者にあっては、入札参加資格が無い旨及び
その理由

※入札参加資格が無い旨の通知を受理した者は、受理した日の翌日から起算して市の休日を除く2日以内に書面を入札公告第4に掲げる提出先に持参して説明を求めることができます。

（5）その他

ア 提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

イ 申請書及び確認資料の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とします。

ウ 提出された申請書等は、入札参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しません。

エ 提出された申請書及び確認資料は返却しません。

4 入札方法等

(1) 入札の基本的事項

入札者は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、その他関係法令、及び仕様書、図面その他契約に必要な条件を承諾のうえ、入札すること。

(2) 公正な入札の確保

入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行ってはならない。

(3) 入札金額の記入方法等

入札金額は、本体価格のほか運送費等納品に要する一切の諸費用を含めた令和 13 年 1 月 31 日までの総額を記載すること。落札金額は、入札金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額としますので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札書は、電子入札システムにより入札書受付票が発行されたことをもって提出されたものとする。

(5) 入札執行回数

入札回数は、1 回とします。

(6) 一度電子入札システムにより提出された入札書を引き換え、変更し、又は取り消しは受け付けないものとする。

(7) 入札の延期、中止等

① 天災、地変等により入札執行が困難なときは、入札延期、中止又は取り止めことがあります。

② 正常かつ公正な入札執行が困難と認められる場合その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期、中止又は取り止めことがあります。

(8) その他

応札者が 1 者であっても、入札を執行します。

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書到着期限及び提出先

入札公告に示す期限及び提出先に提出してください。

6 入札の辞退

入札参加資格確認申請書の提出後において入札参加を辞退する場合は、入札公告に示す日時までに電子入札システムのサーバーに到達するよう入札辞退を送信してください。

なお、入札書受付締切日時までに入札書の提出がなく、辞退届の提出もない場合には、入札書受付締切日時を経過した時をもって辞退したものとみなします。

7 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。この場合、無効とした入札書等は返却しません。

(1) 入札に参加する資格のない者がした入札

(2) 本市により競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、開札の日までの間ににおいて入札参加停止を受けた者等、開札時点において競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

(3) 電子証明書を不正に使用した入札

- (4) 電子証明書を不正に使用した者の行った入札
- (5) 同一の入札について入札者によりなされた2通以上の入札
- (6) 入札に関し不正の行為をした者の入札
- (7) 提出期限内に入札参加資格確認に係る書類を提出しない者の入札、又は当該書類に虚偽の記載をした者の入札
- (8) その他この入札に関する条件に違反した入札

8 落札者の決定方法等

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。落札者を決定した場合は、入札参加者に対し、入札結果を電子入札システムにより通知し、電子入札情報公開システム及びホームページ上に掲載します。
- (2) くじによる落札者の決定
開札の結果、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに「くじ」により落札者を決定します。「くじ」は電子入札システムにより行います。くじをする場合に使用するくじ番号を電子入札システムにより提出すること。
- (3) 入札した者は、入札後、入札手続、五條市契約規則、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。
- (4) 落札の取消し
落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとします。
 - ① 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。
 - ② 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金の納付がなかったとき。
 - ③ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。
 - ④ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

9 契約担当部局

〒637-8501 五條市岡口1丁目3番1号
五條市教育委員会事務局 学校教育課 学校教育係
電話 0747-22-4001 (内線826)
FAX 0747-22-8754
電子メール gakko-kyoiku@city.gojo.lg.jp

10 電子入札システムに関する事項

- (1) 電子入札システムにおいて、一般競争入札参加申込書の提出、一般競争入札参加申込書の確認通知書の発行、入札書及び内訳書等の提出、開札、落札候補者の決定、落札者の決定を行う入札です。
- (2) 電子入札システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札に変更する場合があります。
- (3) 電子入札システムを利用できない場合は、本市にお問い合わせください。

11 電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関する問い合わせ先

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク
電話 0570-021-777
受付時間 平日午前9時から午後0時及び午後1時から午後5時30分まで
メールアドレス (sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com)

1 2 その他

- (1) 本業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。
- (2) 入札参加資格者が本件の入札に関して要した費用については、全て当該入札参加資格者が負担するものとする。
- (3) 代表者または受任者（入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者を言います。）に変更がある場合は、速やかに「入札参加資格審査申請書変更届」を提出してください。なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者の I C カードを使用してください。I C カードの取得が間に合わない場合等は、本市に連絡したうえで、指示に従い手続きを進めてください。
- (4) 電子ファイルの作成基準は以下のとおりです。
 - ア Microsoft Word 拡張子が. doc 又は. docx で保存されるもの
 - イ Microsoft Excel 拡張子が. xls 又は. xlsx で保存されるもの
 - ウ PDF ファイルは Acrobat6 形式で読み取りが可能なもの
- (5) 電子ファイルを圧縮する場合には、ZIP 形式によるもので自己解凍方式でないもの
- (6) (4) 及び(5)によらず提出された場合は、提出がないものとみなします。
- (7) 電子ファイルを提出するにあたり、入札者は事前に該当ファイルがコンピュータウイルスに感染（以下「ウイルス感染」という。）していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合においては、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとします。